

群馬県有機農業推進計画(案)の概要について

農政部
技術支援課

I 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

- (1) 国は、さらなる有機農業の生産拡大とともに有機食品市場の国産シェア拡大に重点を置いた新たな方針を公表
- (2) この国の方針をふまえ、本県における有機農業のさらなる生産拡大を目的として、「群馬県有機農業推進計画」(第3次)を策定

2 計画の位置づけ

農業分野の最上位計画である群馬県農業農村振興計画における個別基本計画

3 計画期間

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)までの5年間

II 有機農業について

有機農業の定義

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業(有機農業の推進に関する法律 第2条)

III 有機農業推進のための施策

1 有機農業の推進に関する法律(有機農業推進法)

- (1) 有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定め、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、有機農業の発展を図ることを目的とした法律
- (2) 平成18年12月15日施行

2 有機農業の推進に関する基本的な方針(有機農業基本方針)

- (1) 有機農業推進法第6条に基づき、有機農業を推進するための基本的な事項、推進及び普及の目標、施策等を記載した方針を国が公表
- (2) おおむね5年毎に新たな方針を公表
- (3) 平成19年4月30日第1次方針公表

3 「県有機農業推進計画」の策定

- (1) 有機農業推進法第7条に基づき、国の基本方針を踏まえ、都道府県が推進計画の策定に努める
- (2) 平成22年7月 「群馬県有機農業推進計画」(第1次) 策定

4 これまでの計画策定の経緯

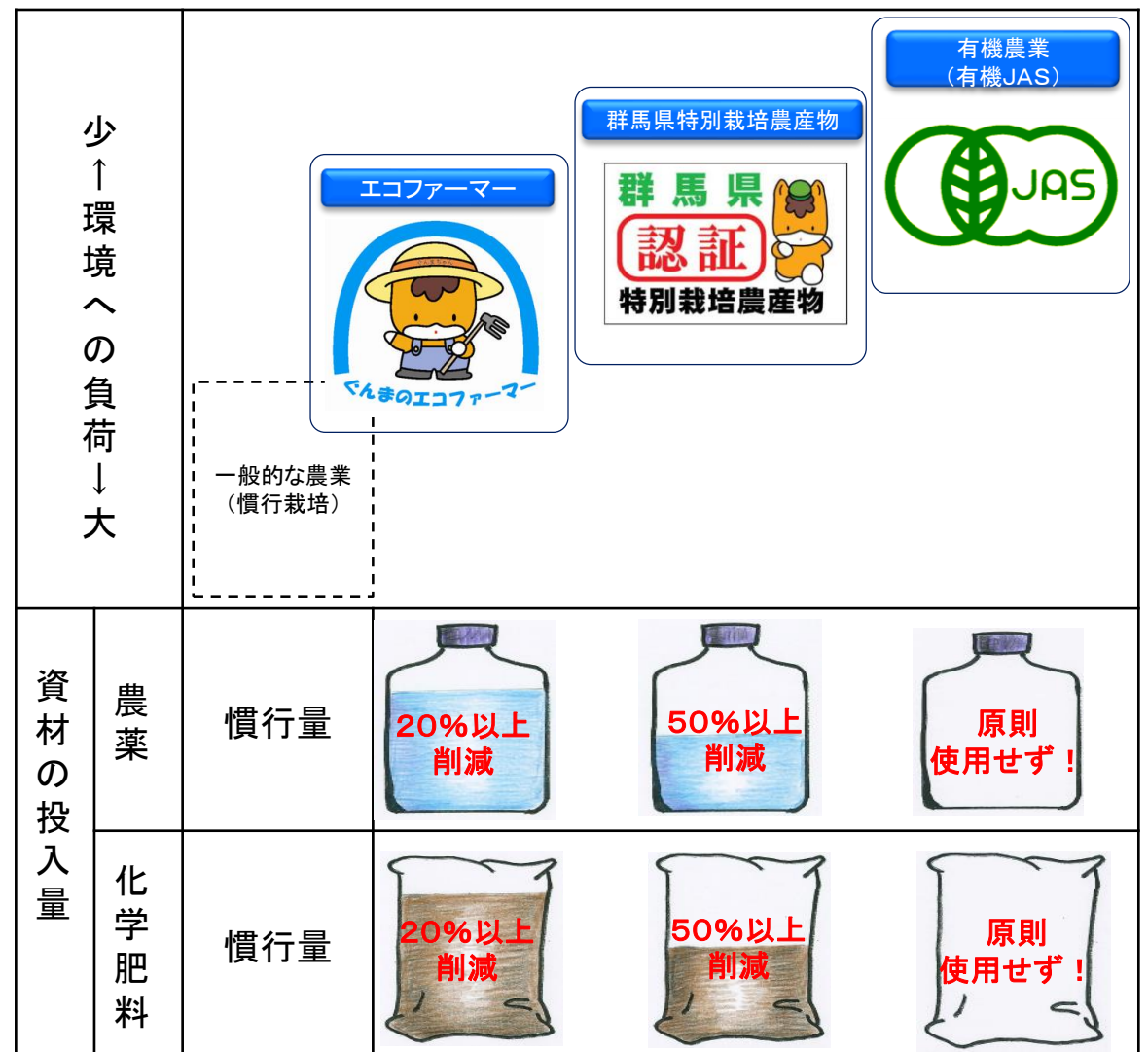
- (1) 「有機農業基本方針」(第2次) 公表(平成26年4月～令和2年4月)
- (2) 「群馬県有機農業推進計画」(第2次) 策定(平成27年度～令和2年度)

IV 計画のポイント

有機農業へのステップアップに向けた取組を設定

- (1) 「有機農業」に取り組むまでの前段として、土作りを基本として化学肥料・化学農薬の使用量を2割以上削減する「エコファーマー認定」及び地域の慣行基準と比較して5割以上削減する「特別栽培認証制度」を「有機農業」の取組に向けたステップとして位置づける
- (2) 農業者の取組に応じた支援を行うことで、環境に配慮した農業の定着を図るとともに、「有機農業」のさらなる生産拡大を目指す

【有機農業へのステップアップ】



群馬県有機農業推進計画(案)の概要について

V 推進施策および達成目標

1 推進施策

- (1) 有機農業の生産拡大に向けた支援
 - 有機農業者のネットワーク化支援や、技術支援の実施
- (2) 有機農業を推進する人材の育成
 - 適切な指導及や助言を行うため、普及指導員を有機農業に関する研修会やセミナーなどへ派遣し、資質向上を図る
- (3) 有機農業により生産される農産物の流通・販売の支援
 - 有機農産物に対する多様な需要を踏まえ、有機農業者と流通・販売業者が意見交換や情報共有を行う場を提供し、良好な関係構築を推進
- (4) 有機農業に対する消費者の理解増進
 - イベントを活用した従来の普及啓発活動方法に加え、様々な情報発信ツールを活用して普及啓発を実施
- (5) その他有機農業の推進に必要な支援
 - 有機農業に携わる関係者が一丸となって、有機農業の推進に取り組むとともに関係者の意見が反映されるよう努める

【年度別推進計画】

項目	R3	R4	R5	R6	R7
○有機農業への取り組み支援	→				
・有機農業者のネットワーク化支援	→		- - - - ->		
・生産拡大にむけた技術支援	→				
○有機農業により生産される農産物の流通・販売の支援	- - - - ->		→		
○有機農業に対する消費者等の理解増進	→				
・消費者への有機農業に関する情報提供	→		- - - - ->		
・有機農業者と消費者の交流支援	→				

県として重点的に支援する事項
 農業者の主体的な取組を支援する事項

2 達成目標

(1) エコファーマー認定

- 有機農業に取り組むための第1ステップとして、エコファーマー制度を位置づけ、エコファーマー認定における認定者延べ人数を、令和7年度までに6,920人として推進

年度	R1 基準年	R3	R4	R5	R6	R7
エコファーマー認定 (認定者延べ人数)	5,728	6,120	6,320	6,520	6,720	6,920

(2) 特別栽培農産物認証制度

- エコファーマーから1ランクステップアップし、より環境に配慮し、有機農業を視野に入れた営農活動として、県特別栽培農産物認証制度を第2のステップとして位置づけ、令和7年度までに認定者数を個人200人、法人20法人として推進

年度	R1 基準年	R3	R4	R5	R6	R7
特別栽培農産物認証制度 (認証農業者数)	183 個人	188	191	194	197	200
	9 法人	12	14	16	18	20

(3) 有機農業(有機JAS)

- 最も環境に配慮した最上位の取組として有機農業を位置づけ、さらなる生産拡大の指標として、有機JAS認証を取得する農家戸数を捉え、令和7年度までに95戸の農業者が有機JAS認証を取得することを目標として推進

年度	R1 (基準年)	R3	R4	R5	R6	R7
有機JAS認定 (認定機関登録農業者数)	83 農家戸数	87	89	91	93	95